

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の令和五年度答申第十一号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和六年二月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事（こども家庭課）

諮問日：令和4年9月27日

（令和4年度諮問第10号）

答申日：令和5年12月18日

（令和5年度答申第11号）

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和3年4月1日付けで処分庁が行った児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定による入所（委託）措置処分（以下「本件入所措置処分」という。）及び法第31条第2項の規定による在所期間延長措置処分（以下「本件在所期間延長処分」といい、本件入所措置処分と併せて「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、これを棄却すべきであるとする審査庁（広島県知事）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人甲及び乙（以下、両者を併せて「審査請求人ら」という。）の主張の要旨

令和4年9月15日付けで審査庁に提出された3審理第131号の審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）3(1)に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和4年9月27日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書4に記載のとおりである。

イ 判断

審理員意見書6(2)に記載のとおりである。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人らの本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件各処分が違法又は不当であるか否かについて

ア 本件入所措置処分について

(ア) 本件入所措置処分は、処分庁が広島家庭裁判所A支部に令和〇年〇月〇日付けで行った法第28条第1項第1号に基づく施設入所承認審判の申立てについて、同年〇月〇日付けで同支部が施設入所承認審判（令和〇年（〇）第〇号。以下「本件審判」という。）を下し、審査請求人らは本件審判を不服として、広島高等裁判所に即時抗告したが、同高等裁判所が令和〇年〇月〇日に抗告棄却決定（令和〇年（〇）第〇号。以下「本件決定」という。）をし、同月〇日の確定を経て、本件審判が確定したことをもって、行われたものである。

なお、本件入所措置処分は、審査請求人らの子（以下「事件本人」という。）の入所措置に係る家庭裁判所の承認審判の手続中に、事件本人が18歳に達したため、法（本件各処分時適用のもの）第31条第4項第1号に該当する延長者として、法第27条第1項第3号の措置が採られたものである。

- (イ) 事件本人について入所措置が必要と認められる理由については、本件審判のとおりであり、また、本件審判において認められた入所措置の必要性を覆すような特段の事情は認められない。
- (ウ) その他、処分庁が本件入所措置処分を行った理由及び決定手続に、特段の違法又は不当な点は見受けられない。

イ 本件在所期間延長処分について

(ア) 本件在所期間延長処分は、本件入所措置処分の時点で事件本人が18歳に達していたため、法第31条第2項の規定により、本件入所措置処分と同時に在所期間延長をするために行われたものであると認められる。

(イ) 事件本人について入所措置が必要と認められる理由については、本件審判のとおりであり、事件本人が18歳に到達して以降も、事件本人について入所措置が必要であるとする事情に特段の変化があったとは認められず、事件本人について在所期間延長をする必要があると処分庁が判断したことに、特段の違法又は不当な点があったとは認められない。

(ウ) なお、審査請求人らは、事件本人が大学進学をすることを理由に、本件在所期間延長処分が行われたことへの不服を述べている。

処分庁は、審査請求人らの意に沿わないまま、大学に進学し、入所措置を受けた事件本人が家庭復帰することは困難であること、また、事件本人が大学への進学を希望していたこと、また、事件本人が単身で自立するための経済的・精神的基盤を有していないことから、事件本人の入所措置を継続し、在所期間延長をする必要があると判断したとしており、このことに、特段の違法又は不当な点があったとは認められない。

(エ) その他、処分庁が本件在所期間延長処分を行った理由及び決定手続に、特段の

違法又は不当な点は見受けられない。

ウ 審査請求人らの主張について

- (ア) 審査請求人らは、本件入所措置処分は、事件本人の希望のみが反映されたものであり、審査請求人らの意向や、審査請求人ら家族の事情が反映されたものではないと主張している。

法第28条第1項第1号において、児童養護施設への入所について、児童の保護者の意に反する場合（すなわち、当該入所について保護者の同意が得られない場合）には、家庭裁判所の審判を経て、入所措置を行うことができる旨規定されており、本件入所措置処分も、事件本人の児童養護施設への入所について審査請求人らの同意が得られなかったことにより、家庭裁判所の審判を経て行われたものである。

本件各処分は、審査請求人らの意に反して行われたものであることは認められるものの、所要の手続を経て行われたものであり、審査請求人らの同意がないことや審査請求人らの意向が反映されていないことをもって、本件各処分が、直ちに違法となるものではない。

- (イ) 審査請求人らは本件各処分が、事件本人本位で決定されていると主張し、本件各処分が行われた結果、事件本人が希望する進路（大学進学）を選択したことに対する不服を述べ、事件本人本位で決定された本件各処分は、受け入れられないと主張している。

本件各処分は、処分庁が、審査請求人らの下で、事件本人の養育をすることは適切ではないと判断したことによるものであり、また、進学を含めた事件本人の進路は、事件本人の希望及び事件本人の福祉にかなうかどうかを踏まえて判断されるべきものであるから、この審査請求人らの主張は、本件各処分の違法又は不当の判断に影響を与えるものではない。

- (ウ) 審査請求人らは、事件本人が入所措置となっていることが、事件本人の弟（以下「審査請求人長男」という。）及び事件本人の妹（以下「審査請求人次女」という。）の生活や進路選択に与える影響が考慮されていないとも主張している。

しかしながら、本件各処分が行われたことにより、審査請求人長男及び審査請求人次女の生活や進路選択に影響が生じたとしても、本件各処分は、処分庁が、審査請求人らの下で、事件本人の養育をすることは適切ではないとの判断をしたことによるものであるから、本件各処分が違法又は不当であるという理由とはならない。

- (エ) 金銭的負担について

審査請求人らは、事件本人に対してこれ以上の金銭的負担はできないとして、事件本人が入所措置となったことに伴う金銭的負担があることについて不服を述

べ、金銭的負担を受け入れることはできない旨主張している。

入所措置となった場合、法第56条及び社会福祉施設等措置費用徴収規則（昭和48年広島県規則第75号）の規定に基づき、入所措置に要する費用（以下「入所費用」という。）について、入所措置となった者本人又はその扶養義務者から、その所得に応じた額を徴収することとされており、事件本人の入所費用についても、処分庁が審査請求人らに対して納付を求めていることが認められる。

しかしながら、入所措置処分の当否は、入所措置を要するか否かによって判断されるものであり（在所期間延長処分についても同様）、入所費用に関する金銭的負担が発生することをもって、事件本人について、入所措置を要するか否か、あるいは在所期間延長を要するか否かの判断に影響を及ぼすものではない。

また、入所費用の徴収決定処分は、入所措置決定処分が行われたことを受けて行われるものであるが、入所措置決定処分及び在所期間延長決定処分とは別の手続により行われる処分であり、本件審査請求における審理の対象ではない。したがって、仮に本件入所措置処分又は本件在所期間延長処分が違法又は不当であった場合は、当該処分を前提として行われた、事件本人に係る入所費用の徴収決定処分が違法となり得るものの、本件各処分が行われた結果、審査請求人らに金銭的負担が生じたことをもって、本件各処分の違法又は不当の判断に、影響が生じるものではない。

加えて、審査請求人らは、事件本人の入所費用の納付を求められたことについて、事件本人の経済状況を明らかにすることを求めており、また、事件本人の希望に沿った進路に進むことによって生ずる費用等は、事件本人の責任において負担すべきである旨の主張を行っているが、これらの主張は、本件各処分の違法又は不当を述べるものではなく、本件各処分の違法又は不当の判断に影響を及ぼすものではない。

エ 審査請求人らは、本件各処分に当たり、処分庁が審査請求人らに対して協議や話し合いの場を持っておらず、また、審査請求人らが処分庁に対して行った質問に対する回答が全くないとして、処分庁及び処分庁職員に対する不服を述べているが、このことは、本件各処分の違法又は不当の判断に関わるものではない。

なお、審査請求人らは、審査請求人らと処分庁の間に第三者が入り、調整や協議を行うことも求めているが、このことは本件審査請求における審理手続の対象外の事項である。

オ したがって、処分庁が行った本件各処分に違法又は不当な点はなく、本件各処分は、適正に行われたものと認められる。

2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求

は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

- 1 審査庁から審査会へ諮問（令和4年9月27日）
- 2 第1回審議（令和5年11月24日）
本件審査請求に係る審議を行った。
- 3 第2回審議（令和5年12月18日）
答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法の規定中、第4条は「……児童とは、満18歳に満たない者をいい……」乳児、幼児、少年と分けるとし、第6条は「……保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者……」とそれぞれ規定している。

第27条は「都道府県は、……次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。」と、同条第1項第3号は「児童を……児童養護施設……に入所させること。」と、同条第4項は「第1項第3号又は第2項の措置は、児童に親権を行う者（第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。）……があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者……の意に反して、これを採ることができない。」と規定している。

第28条は「保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。」と、同条第1項第1号は「保護者が親権を行う者……であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。」と、同条第6項は「家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てに対する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。」と規定している。

第31条第2項は「都道府県は、第27条第1項第3号の規定により……児童養護施設……に入所した児童については満20歳に達するまで、引き続き同項第3号の規定による委託を継続……する措置を採ることができる。」と、同条第4項は「都道府県は、延長者……について、第27条第1項第1号から第3号まで又は第2項の措置を採ることができる。この場合において、第28条の規定の適用については、同条第1項中「保護者が、その児童」とあるのは「第31条第4項に規定する延長者……の

親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この条において「延長者の監護者」という。）が、その延長者と、「保護者に」とあるのは「延長者の監護者に」と、「当該児童」とあるのは「当該延長者」と、「おいて、第27条第1項第3号」とあるのは「おいて、同項の規定による第27条第1項第3号」と、「児童の親権」とあるのは「延長者の親権」と、同項第1号中「保護者」とあるのは「延長者の監護者」と、「第27条第1項第3号」とあるのは「第31条第4項の規定による第27条第1項第3号」と、同項第2号中「保護者」とあるのは「延長者の監護者」と、「児童」とあるのは「延長者」と、「第27条第1項第3号」とあるのは「第31条第4項の規定による第27条第1項第3号」と、同条第2項ただし書中「保護者」とあるのは「延長者の監護者」と、「第27条第1項第2号」とあるのは「第31条第4項の規定による第27条第1項第2号」と、「児童」とあるのは「延長者」と、同条第4項中「保護者」とあるのは「延長者の監護者」と、「児童」とあるのは「延長者」と、同条第5項から第7項までの規定中「保護者」とあるのは「延長者の監護者」とする。」と、同項第1号は「満18歳に満たないときにされた措置に関する承認の申立てに係る児童であつた者であつて、当該申立てに対する審判が確定していないもの又は当該申立てに対する承認の審判がなされた後において第28条第1項第1号若しくは第2号ただし書若しくは第2項ただし書の規定による措置が採られていないもの」と、同条第5項は「前各項の規定による保護又は措置は、この法律の適用については、母子保護の実施又は第27条第1項第1号から第3号まで若しくは第2項の規定による措置とみなす。」と規定している。

第50条第1項第7号は「都道府県が、第27条第1項第3号に規定する措置を採つた場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第45条第1項又は第45条の2第1項の基準を維持するために要する費用（国の設置する……児童養護施設……に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）」と、第56条第2項は「第50条第5号、第6号、第6号の2若しくは第7号から第7号の3までに規定する費用（審査会注：入所費用は、法第50条第7号に規定する費用である。）を支弁した都道府県……は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。」と規定している。

- (2) 法に基づく要保護児童等の保護措置に関する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第8項に規定する自治事務とされている。
- (3) 広島県においては、広島県行政機関設置条例（昭和39年広島県条例第94号）第6条第1項の規定により設置されたこども家庭センターにおいて、同条第5項の規定による法に基づく児童相談所としての事務を行うこととしている。
- (4) 広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和39年広島県規則第56号）第12条

第1号の規定により、各こども家庭センター所長に、入所措置の決定、家庭裁判所への承認申立て、在所期間延長の決定等、法に基づく要保護児童等の保護措置に関する知事の権限を委任している。

- (5) 入所費用について、広島県においては、法第56条に基づき、社会福祉施設等措置費用徴収規則を定めており、入所措置を受けた者又はその扶養義務者から、その収入に応じて定められた額を月額により徴収することとしている。

2 理由

(1) 本件入所措置処分について

ア 本件入所措置処分は、処分庁が法第28条第1項第1号の規定に基づき広島家庭裁判所A支部へ承認審判を申し立て、本件決定の確定を経て、事件本人の入所措置を承認する審判が確定したことをもって、行われたものである。

なお、本件入所措置処分は、事件本人の入所措置に係る家庭裁判所の承認審判の手続中に、事件本人が18歳に達したため、法（本件各処分時適用のもの）第31条第4項第1号に該当する延長者として、法第27条第1項第3号の措置が採られたものである。

イ 事件本人について入所措置が必要と認められる理由については、本件審判のとおりであるところ、家庭裁判所の承認審判については、保護者である親権者等の意に反して施設入所等の措置を採ることについて、家庭裁判所の承認の審判が条件とされているのは、児童の福祉を害するとの要件の認定・判断に加え、児童の福祉、親権者等の権利及び双方の比較衡量の総合的な観点からの当該措置の相当性の判断を、行政機関ではなく、親権の行使及び未成年後見について監督的立場にある家庭裁判所の専権にゆだね、行政機関は、家庭裁判所の判断に従って当該措置の採否を決すべきものとするることにより、児童の福祉の保護及び親権又は後見の擁護の各要請を適切かつ調和的に確保する趣旨によるものと解される。そして制度の趣旨等によれば、法第28条第1項の所定の要件の有無、当該措置の相当性といった承認の実体要件のみならず、審判の手続要件を含め、当該審判手続及びその上訴審手続において争うことが予定されており、承認の審判に対する事実誤認・判断不当、審理不尽・手続違背等の実体上又は手続上の不服についても、抗告、特別抗告、許可抗告の上訴審手続の中で争うべき事柄であって抗告棄却の決定を経るなどして承認の審判が有効に確定した以上、親権者等は、後行の手続において、その後の事情変更など特別の事情がない限り、これらの不服を主張して確定審判の適法性を争うことはできない（東京地方裁判所平成19年（行ウ）第745号平成20年7月11日判決）。

ウ 上記判決によれば、施設入所措置に対する不服は、家庭裁判所での審判手続及び上訴審手続において争うべきであると解されるところ、令和〇年〇月〇日に広

島家庭裁判所A支部は、事件本人について児童養護施設への入所を承認する本件審判を行い、同月〇日に審査請求人らは広島高等裁判所に対し即時抗告を行ったが令和〇年〇月〇日に同高等裁判所は即時抗告を棄却する本件決定を行い、同月〇日に本件審判は確定した。審査請求人らは本件決定に対し抗告許可の申立て及び特別抗告を行ったが、令和〇年〇月〇日に広島高等裁判所は抗告を許可しない旨の決定（広島高等裁判所令和〇年（〇）第〇号）、令和〇年〇月〇日に最高裁判所は特別抗告を棄却する旨の決定（最高裁判所令和〇年（〇）第〇号）を行っている。

エ 以上の司法判断が示すとおり、本件入所措置処分は、児童福祉法など関係法令に定める所要の手続を経て行われたものであり、その他、処分庁が本件入所措置処分を行った理由及び決定手続に、特段の違法又は不当な点は見受けられない。

(2) 本件在所期間延長処分について

ア 本件在所期間延長処分は、本件入所措置処分の時点で事件本人が18歳に達していたため、法第31条第2項の規定により、本件入所措置処分と同時に在所期間延長をするために行われたものであると認められる。

イ 事件本人について入所措置が必要と認められる理由については、本件審判のとおりであり、事件本人が18歳に到達して以降も、事件本人について入所措置が必要であるとする事情に特段の変化があったとは認められず、事件本人について在所期間延長をする必要があると処分庁が判断したことに、特段の違法又は不当な点があったとは認められない。

ウ なお、審査請求人らは、事件本人が大学進学をすることを理由に、本件在所期間延長処分が行われたことへの不服を述べている。

処分庁は、審査請求人らの意に沿わないまま、大学に進学し、入所措置を受けた事件本人が家庭復帰することは困難であること、また、事件本人が大学への進学を希望していたこと、また、事件本人が単身で自立するための経済的・精神的基盤を有していないことから、事件本人の入所措置を継続し、在所期間延長をする必要があると判断したとしており、このことに、特段の違法又は不当な点があったとは認められない。

エ 以上のことから本件在所期間延長処分は、児童福祉法など関係法令に定める所要の手続を経て行われたものであり、その他、処分庁が本件在所期間延長処分を行った理由及び決定手続に、特段の違法又は不当な点は見受けられない。

(3) 審査請求人らの主張について

ア 審査請求人らは、本件入所措置処分は、事件本人の希望のみが反映されたものであり、審査請求人らの意向や、審査請求人ら家族の事情が反映されたものではないと主張している。

法第28条第1項第1号において、児童養護施設への入所について、児童の保護者の意に反する場合（すなわち、当該入所について保護者の同意が得られない場合）には、家庭裁判所の審判を経て、入所措置を行うことができる旨規定されており、本件入所措置処分も、事件本人の児童養護施設への入所について審査請求人らの同意が得られなかったことにより、家庭裁判所の審判を経て行われたものである。

本件各処分は、審査請求人らの意に反して行われたものであることは認められるものの、児童福祉法など関係法令に定める所要の手続を経て行われたものであり、審査請求人らの同意がないことや審査請求人らの意向が反映されていないことをもって、本件各処分が、直ちに違法となるものではない。

イ 審査請求人らは本件各処分が、事件本人本位で決定されていると主張し、本件各処分が行われた結果、事件本人が希望する進路（大学進学）を選択したことに対する不服を述べ、事件本人本位で決定された本件各処分は、受け入れられないと主張している。

本件各処分は、処分庁が、審査請求人らの下で、事件本人の養育をすることは適切ではないと判断したことによるものであり、また、家庭裁判所の承認審判において、「事件本人の大学進学について、事件本人の意見を尊重し、進学前後の手続に協力すること」との勧告書が発出されていることからしても、進学を含めた事件本人の進路は、事件本人の希望及び事件本人の福祉にかなうかどうかを踏まえて判断されるべきものであるから、この審査請求人らの主張は、本件各処分の違法又は不当の判断に影響を与えるものではない。

ウ 審査請求人らは、事件本人が入所措置となっていることが、審査請求人長男及び審査請求人次女の生活や進路選択に与える影響が考慮されていないとも主張している。

しかしながら、本件各処分が行われたことにより、審査請求人長男及び審査請求人次女の生活や進路選択に影響が生じたとしても、本件各処分は、処分庁が、審査請求人らの下で、事件本人の養育をすることは適切ではないとの判断をしたことによるものであるから、本件各処分が違法又は不当であるという理由とはならない。

(4) 金銭的負担について

審査請求人らは、事件本人に対してこれ以上の金銭的負担はできないとして、事件本人が入所措置となったことに伴う金銭的負担があることについて不服を述べ、金銭的負担を受け入れることはできない旨主張している。

入所措置となった場合、法第56条及び社会福祉施設等措置費用徴収規則の規定に基づき、入所費用について、入所措置となった者本人又はその扶養義務者から、そ

の所得に応じた額を徴収することとされており、事件本人の入所費用についても、処分庁が審査請求人らに対して納付を求めていることが認められる。

しかしながら、入所措置処分の当否は、入所措置を要するか否かによって判断されるものであり（在所期間延長処分についても同様）、入所費用に関する金銭的負担が発生することをもって、事件本人について、入所措置を要するか否か、あるいは在所期間延長を要するか否かの判断に影響を及ぼすものではない。

また、入所費用の徴収決定処分は、入所措置決定処分が行われたことを受けて行われるものであるが、入所措置決定処分及び在所期間延長決定処分とは別の手続により行われる処分であり、本件審査請求における審理の対象ではない。したがって、仮に本件入所措置処分又は本件在所期間延長処分が違法又は不当であった場合は、当該処分を前提として行われた、事件本人に係る入所費用の徴収決定処分が違法となり得るものの、本件各処分が行われた結果、審査請求人らに金銭的負担が生じたことをもって、本件各処分の違法又は不当の判断に、影響が生じるものではない。

加えて、審査請求人らは、事件本人の入所費用の納付を求められたことについて、事件本人の経済状況を明らかにすることを求めており、また、事件本人の希望に沿った進路に進むことによって生ずる費用等は、事件本人の責任において負担すべきである旨の主張を行っているが、これらの主張は、本件各処分の違法又は不当を述べるものではなく、本件各処分の違法又は不当の判断に影響を及ぼすものではない。

- (5) 審査請求人らは、本件各処分に当たり、処分庁が審査請求人らに対して協議や話し合いの場を持っておらず、また、審査請求人らが処分庁に対して行った質問に対する回答が全くないとして、処分庁及び処分庁職員に対する不服を述べているが、このことは、本件各処分の違法又は不当の判断に関わるものではない。

なお、審査請求人らは、審査請求人らと処分庁の間に第三者が入り、調整や協議を行うことも求めているが、このことは本件審査請求における審理手続の対象外の事項である。

- (6) したがって、処分庁が行った本件各処分に違法又は不当な点はなく、適正に行われたものと認められる。

3 結論

以上のとおりであるから、本件各処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長） 田 中 聡 子
委員 折 橋 洋 介

委員 谷 脇 裕 子

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。